

## ○浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成6年6月29日

条例第22号

改正 平成8年6月28日条例第13号  
平成10年6月30日条例第22号  
平成12年3月31日条例第2号  
平成13年3月29日条例第3号  
平成15年6月30日条例第18号  
平成16年3月31日条例第8号  
平成17年3月28日条例第6号  
平成21年6月29日条例第12号  
平成24年9月28日条例第25号  
平成27年9月29日条例第35号  
令和元年12月19日条例第29号  
令和2年12月18日条例第35号  
令和7年9月30日条例第28号

注 平成27年9月から改正経過を注記した。

浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第37号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（市の責務）

第3条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、浦添市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項について市長に建議することができる。

4 審議会は、委員9名以内で組織する。

5 委員は、市民、事業者、学識経験者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任

命する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条第1項及び第2項の規定により、一般廃棄物の減量及び処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。

(平27条例35・一部改正)

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 事業者及び市民並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るよう努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の

一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

- 3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。以下この条において同じ。）以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けた者（法第7条ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、事業者等がその排出する一般廃棄物を自ら適正に処理することが困難であることその他のやむを得ない事情があると認めるときは、当該事業者等の排出する一般廃棄物を処理することができる。この場合において、市長は、事業者等に対して必要な指示をすることができる。
- 5 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

（事業者等の協力）

第10条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に従い、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

（排出禁止物）

第11条 事業者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
  - (2) 危険性のある物
  - (3) 引火性のある物
  - (4) 著しく悪臭を発する物
  - (5) 特別管理一般廃棄物
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 事業者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（多量排出事業者に対する指示）

第12条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定めるものに対し当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告)

第13条 市長は、第9条第4項、第10条第2項又は前条に規定する指示に従わない事業者に対し期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(共同住宅の廃棄物の排出方法等)

第14条 共同住宅を建築しようとする者は、あらかじめ、一般廃棄物の排出方法等について市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議において必要があると認めるときは、共同住宅建築者に対し、一般廃棄物の排出方法等について、改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(廃棄物再生事業者の協力)

第15条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(適正包装の推進等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(清潔の保持)

第17条 事業者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

#### 第18条 削除

(一般廃棄物処理手数料等)

第19条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可証の交付)

第20条 市長は、法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可、法第7条第2項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(令2条例35・一部改正)

(許可等の申請手数料)

第21条 法又は浄化槽法の規定による別表第2の左欄に掲げる許可等を受けようとする者は、その申請の際、同表右欄に掲げる手数料を納付しなければならない。

(許可の取消し等)

第21条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は処分業者が法第7条の3に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 正当な理由なく一般廃棄物処理手数料を滞納したとき。

(報告の徴収)

第22条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた手続き及び行為は、この条例の相当規定によりなされた手続き及び行為とみなす。

附 則 (平成8年6月28日条例第13号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥（公共下水道が整備されていない区域で収集されたものを除く。）	1 リットルにつき 1 円
---	---------------

」を「

家庭から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥（仮設便所を除く。）	公共下水道の供用が開始されている区域1 リットルにつき 1 円
事業所から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥（仮設便所を除く。）	公共下水道の供用が開始されている区域1 リットルにつき 10円 公共下水道の供用が開始されていない区域1 リットルにつき 5 円
仮設便所から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥	1 リットルにつき 10円

」に改める部分は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月30日条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月30日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第8号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日条例第12号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(読替規定)

- 2 平成22年3月31日までの期間については、別表1の手数料の欄中「市の指定するごみ袋1枚につき 大25円 中20円」とあるのは「市の指定するごみ袋1枚につき 大20円 中17円」と、「1個又は1束につき 300円」とあるのは「1個又は1束につき 200円」と、「1キログラムにつき 4円」とあるのは「1キログラムにつき 2円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成24年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日条例第29号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第19条第1項関係）

（平27条例35・令元条例29・令2条例35・令7条例28・一部改正）

区分	手数料
市が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち燃えるごみ	市の指定するごみ袋1枚につき 大（取っ手付き） 32円 大 30円 中（取っ手付き） 24円 中 22円 小（取っ手付き） 18円 小 17円
市が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち燃えないごみ	市の指定するごみ袋1枚につき 大 30円 中 22円 小 17円
市が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち粗大ごみ	1個又は1束につき 大（重量10キログラム以上のもの） 600円 小（大以外のもの） 300円
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するごみ	10キログラム以下 100円 10キログラムを超える場合 10キログラムにつき 100円（10キログラム未満の端数を四捨五入し、10キログラム単位で計算するものとする。）
自ら市の処理施設へ搬入するごみ	最大積載重量が500キログラム以下の車両 1台につき 1,000円

	<p>最大積載重量が500キログラムを超え 1,000キログラム以下の車両1台につき 2,000円</p> <p>最大積載重量が1,000キログラムを超え 2,000キログラム以下の車両1台につき 4,000円</p> <p>最大積載重量が2,000キログラムを超え 4,000キログラム以下の車両1台につき 8,000円</p> <p>最大積載重量が4,000キログラムを超える 車両1台につき 10,000円</p>
家庭から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥（仮設便所を除く。）	公共下水道の供用が開始されている区域 1リットルにつき 1円
事業所から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥（仮設便所を除く。）	公共下水道の供用が開始されている区域 1リットルにつき 10円 公共下水道の供用が開始されていない区域 1リットルにつき 5円
仮設便所から排出されたもので一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設へ搬入するし尿及び浄化槽汚泥	1リットルにつき 10円

別表第2（第21条関係）

（令2条例35・一部改正）

許可等		手数料	
一般廃棄物	収集運搬業	許可（法第7条第1項）	5,000円
		許可の更新（法第7条第2項）	3,000円
		変更許可（法第7条の2第1項）	5,000円
		許可証の再交付	1,000円
	処分業	許可（法第7条第6項）	5,000円
		許可の更新（法第7条第7項）	3,000円
変更許可（法第7条の2第1項）		5,000円	

		許可証の再交付	1,000円
浄化槽清掃業		許可（浄化槽法第35条第1項）	3,000円
		許可証の再交付	1,000円